

障がい福祉サービス事業所等 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課  
障がい福祉サービス指導室長  
( 指 定 係 )

障害福祉サービス等情報公表システムにおける情報の登録（更新）及び  
情報公表未報告減算について（通知）

平素より、本県の障がい福祉行政の向上に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
平成 30 年 4 月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害福祉サービス等情報公表制度（以下「情報公表制度」という。）が創設され、事業所に、障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「システム」という。）への情報の登録（更新）が義務付けられました。さらに、令和 6 年度の報酬改定では、新たに「情報公表未報告減算」が創設され、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとなっております。

つきましては、未公表事業所に係る減算の適用を下記のとおり取扱いますのでご留意いただくとともに、各事業所におかれましては、登録（更新）に必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 減算の適用について

- ① 基準日（毎年度 4 月 1 日）より前に指定障がい福祉サービス等を提供している事業者

毎年度の 7 月末日までに、報告がなかった場合は、当該年度の 4 月から遡及し、減算となります。

例) 令和 6 年度の場合

令和 6 年 7 月末日までに、報告がなかった場合 ➡ 令和 6 年 4 月から減算

- ② 基準日（毎年度 4 月 1 日）以降、新たに指定障がい福祉サービス等の提供を開始した又は開始しようとする事業者

指定を受けた日から 1 か月以内に報告することとし、1 か月を超えた場合は、指定を受けた月から減算となります。

例) 令和 6 年 6 月 1 日に新規指定の場合

令和 6 年 7 月末日までに、報告がなかった場合 ➡ 令和 6 年 6 月から減算

### 2 システム登録にあたっての留意事項

- ①登録済事業所

システムから更新案内のメールが配信されておりますので、メールの内容を確認

認し、必要な手続きを行ってください。

※登録内容に変更がない場合も、県への報告は必要です。

※システムログインの ID、パスワードを忘れた場合は、指定係まで電子メールによりご連絡ください。

## ②未登録事業所

別紙「障害福祉サービス等情報公表制度に係る手続きのご案内」裏面の「情報公表システムにおける基本情報登録依頼書」に必要事項を記入の上、FAX 又は電子メールにより提出してください。

### <依頼書提出後の流れ>

- ①県で、登録依頼書の情報をシステムへ登録
- ②システムから、法人情報で登録した連絡用メールアドレスあてに、ログイン ID・パスワードが通知
- ③事業所は、通知された ID・パスワードでシステムにログインし、事業所詳細情報を入力。入力内容を確認後、県へ報告（承認申請）
- ④県で申請内容を確認し、不足等があれば差し戻し、問題がなければ承認  
※差し戻しの場合は、内容修正後、再度報告が必要

## 3 その他

福岡県障がい福祉サービス等情報公表制度については、福岡県ホームページ内に説明がありますので、下記内容も参照ください。

- ・トップページ>健康・福祉>障がい福祉>障がい福祉>障害福祉サービス等情報公表制度について
- ・<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/johokohyoseido.html>

(連絡先)

障がい福祉サービス指導室指定係

T E L : 092-643-3312

F A X : 092-643-3304

eメール : shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp